

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鷹栖町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.5%
全職員	92.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— ※1
本庁課長相当職	— ※2
本庁課長補佐相当職	113.7%
本庁係長相当職	97.3%

※1 当該役職の設定なし

※2 当該役職相当の女性職員なし

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.2%
31～35年	132.8%
26～30年	93.8%
21～25年	97.7%
16～20年	94.6%
11～15年	103.5%
6～10年	106.5%
1～5年	118.8%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、報酬が時間額で定められている職員は対象外としている。
- ・2(2)勤続年数31～35年において女性の給与の割合が上回っているのは、この区分における男性職員が管理職で時間外勤務手当の支給対象外であるのに対し、女性職員が非管理職で時間外勤務手当が支給されていることに起因する。